

岐阜市告示第 3 5 7 号

住所及び氏名が不明である行旅死亡人について

岐阜市で引き取った行旅死亡人について、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 3 2 年法律第 9 3 号）第 9 条の規定により別紙のとおり告示します。

令和 7 年 9 月 2 6 日

岐阜市長 柴 橋 正 直

別紙

1. 行旅死亡人について

- (1) 本籍 不明
- (2) 住所 不明
- (3) 氏名 不詳
- (4) 性別 男性（推定）
- (5) 年齢 40歳から70歳くらい（推定）
- (6) 身長 不明
- (7) 体重 不明
- (8) 胸囲 不明
- (9) 腹囲 不明
- (10) 所持金 なし
- (11) 所持品 なし
- (12) 着衣 なし

2. その他

(1) 死亡及び火葬

令和7年4月15日午後2時20分頃、岐阜市長森岩戸地内、岩戸トンネル東詰東方山道取付道路入口より西方約350メートルの山道上において頭蓋骨の一部が発見された。発見後、警察によって発見場所付近山林内を捜索したが、その他の人骨、携行品等の発見には至らなかった。

その後、DNA型鑑定結果に基づく各種照会を実施するも該当せず、身元の特定には至らなかった。

遺体は本市で引き取り、岐阜市斎苑にて火葬に付す。

(2) 遺骨

本市にて保管。

(3) 連絡先

岐阜市福祉事務所 生活福祉一課

お心当たりの方は、お申出ください。